

パートナー省エネ支援機関の取組例について

- パートナー省エネ支援機関に実施いただきたい省エネ支援は、省エネ・地域パートナーシップ憲章と参加要件に記載のとおりですが、具体的な取組内容についてご質問をいただいたため、以下に例示いたします。
- 省エネ・地域パートナーシップにおける「中小企業等」は中小企業または個人事業主を指しています。

参加要件	実施方法	具体的な支援内容
地域中小企業等が問合せできる窓口を設け、省エネに関する相談に丁寧に対応すること。	相談対応	要件に記載のとおり。
地域中小企業等に向けて、省エネ診断や省エネ補助金等の支援策の積極的な紹介や、web ページ等を通じた定期的な情報発信を行うこと。	情報発信	中小企業等が活用可能な省エネ診断や省エネ補助金等の省エネ支援策に関する情報について、省エネ支援機関のホームページ、チラシ・パンフレット、メルマガ及びセミナー等を通じて定期的に発信し、活用を促す。 ※セミナーは自治体や他の支援機関等との共催も含む。
省エネ・地域パートナーシップ関係機関から紹介を受けた地域中小企業等に対して、個別相談の機会を設けるなどし、適切な支援を実施すること。	個別相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等と個別に面談を行い、省エネに関する取組状況や課題、今後の取組について助言する。 ・ 省エネ支援策の紹介に加えて、省エネを進めるための着眼点・余地を助言する。
	省エネ診断	中小企業等に省エネ診断を実施し、省エネ余地の提案や運用改善・投資改善のアドバイスを行う。
	設備投資支援	省エネ診断の結果に基づく設備の新設・増設や更新を検討する中小企業等に対して、適切な支援策の紹介、仕様の検討及び補助金申請のサポート等を行う。
	パートナー金融機関への紹介	省エネ診断や個別相談の実施後、融資や省エネ補助金を活用した設備投資を希望する中小企業等をパートナー金融機関に紹介する。
	専門人材の裾野拡大	地域で省エネ助言等を行う人材を増やすため、必要に応じて体制の拡充を図る。